

第4回公的統計品質向上のための特別検討チーム会合 議事概要

1 日 時 令和4年4月14日（木）13:00～14:53

2 場 所 W e b会議

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（座長）、清原 慶子、椿 広計

【臨時委員】

清水 千弘

【専門委員】

細川 努

【審議協力者】

下野 僚子、鈴木 和幸、鈴木 督久

【審議協力者（各省等）】

総務省統計局統計調査部：岩佐部長

独立行政法人統計センター情報システム部：伊藤次長

【説明者】

（総務省）

政策統括官（統計制度担当）：佐藤統計企画管理官

（国土交通省）

高田政策立案総括審議官、松本政策統括官

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、長嶺統計審査官

4 議 事

- （1）抽出された課題と想定される対策について
- （2）総務省と国交省の報告書のフォローアップ等について
- （3）点検・確認項目の柱立てについて
- （4）その他

5 議事概要

冒頭、事務局から3月28日に開催された第175回統計委員会における議論の紹介があり、その内容も踏まえ各議題の審議を行った。

（1）抽出された課題と想定される対策について

事務局から資料1-1「抽出された課題とその対策として意見のあった事項の整理」について、第3回会合の議論を踏まえ整理事項に反映した内容の説明が行われた。

続いて、伊藤審議協力者から資料1-1に記載してあるデジタル化関連の取組のうち、ある程度検討が進んでいる汎用パッケージの提供に関する対策とe-surveyに関する対策について、資料1-2「システム等に関する課題への対応イメージ」に基づき説明が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 集計システムで使用するシステムの標準化・共通化について、今回の事案のような遅延調査票の処理やその他の例外処理などに配慮したシステムとすることが重要であり、今後このような点についても検討してほしい。
- ・ 汎用パッケージについて、既存のシステムを構築している府省もあるかと思うが、システム化できていない府省業務もあると思う。今回の汎用パッケージを用いて個別の統計業務の内容に合わせて柔軟に必要な機能を組み合わせれば、今後、政府全体のデジタル化に向けて大きく前進するのではないかと思う。また、これらを活用するマニュアルも整備していくことが必要と考える。
- ・ 今後、今回の対策案についてのPDCAを回すことも重要であり、対策の効果を検証して評価し、機能しているものはさらに推進し、あまり機能しなかったものは改善するなどの取組が重要。また、統計作成プロセス全体のデジタル化は、報告者負担の軽減のみならず正確な統計を作成する上でも重要。他方、デジタル化というワードは一般的に無機的に受け取られる傾向があるので、民間事業者や地方公共団体等、実査を担う方とのコミュニケーションなども踏まえて構築されるデジタル化が必要。

質問だが、今回の検討において、回答者負担の軽減につながる調査・集計項目の改善点などの気づきなどはあったか。

- 前段部分については、今回の対策案の前文のような位置付けとして整理するものと考えられ、その他の点についても、今後、報告書にどのように反映させるか検討していきたい。
- 資料1-2の6ページ目では、汎用化と個別の調査項目、集計項目の関係について「調査項目や集計項目のデータベース化」という表現にしているが、複数の調査項目で同一のものにはどのようなものがあるのか、集計の際にもどのような区分で集計するのかといったことをデータベース化する。今後これを使っていくことで、どのようなものが同じなのか、また、ちがうとしたらどのようなものなのかを見える化し改善のサイクルにしていくことで調査項目等の改善のきっかけになるのではないかと考えている。

- ・ 統計は時間の経過とともに劣化していくものであることから劣化させないことが重要。調査項目の軽減や頻度の低減も必要だが、POSデータのようにデジタル化により新しいデータが使用できるようになった場合は追加しなければ統計が劣化してしまうので、現状の品質を維持するだけでなく、社会の変化を意識し見直しを行うとともに、さらに質的な改善も意識することが重要。また、今後は統計を作成する上でも人間と機械の分業が重要。機械が得意なものはどんどん機械にやらせればいいが、人間の役割は必ず残るので、システム化とともに研修を通じて人間の役割を改善していくことが必要。他方、システムの制約で統計の改善ができないということがないように柔軟なシステムを構築することが必要である。

- 議論を踏まえ、座長から事務局に対して、本日委員から発言のあった意見を資料 1-1 に追加し、今後、報告書の要素にすることとし、資料 1-1 を基に、報告書を意識した対策の見出しの整理を行うよう指示があった。

(2) 総務省と国交省の報告書のフォローアップ等について

ア 国土交通省検証委員会報告書で提言された対策の検討・対応状況

国土交通省から現在の検討状況、検討スケジュール等について、以下のとおり説明が行われた。

- ◆ 国土交通省においては、今般の建設工事受注動態統計調査の不適切処理問題を踏まえ、不適切処理のあった受注統計を統計上適切な姿に改定する手法を検討する「遡及改定検討会議」、及び再発防止策の検討や所管統計の検証を行う「再発防止・検証タスクフォース」の 2 つの検討体制を 1 月 20 日に立ち上げ、検討を進めている。
- ◆ 「遡及改定検討会議」では、1 月 25 日の第 1 回会議の開催以降、国土交通省において、委員と個別にご相談しながら、平成 28 年度分以降、約 55 万枚保存されている調査票の精査や、遡及改定に不可欠なデータベースの作成の検討を進めている。
- ◆ 近日中に第 2 回検討会議を開催する予定であり、調査票の精査状況やデータベースの作成状況、推計手法の検討状況に関する「中間報告」及び遡及改定の方針などについてご審議いただくこととしている。
- ◆ 本年 5 月 13 日に予定している、令和 3 年度分の建設工事受注動態統計調査の公表までに、統計の信頼確保に向けた「一定の結論」を頂くことを目指している。
- ◆ 「再発防止・検証タスクフォース」では、1 月 28 日の第 1 回の会議において、国土交通大臣の指示を受け、①検証委員会報告書の提言を踏まえた、再発防止策等の検討、②国土交通省が所管する基幹統計及び一般統計の点検、③検証委員会報告書追補に指摘された調査の 3 点について検討を進めており、今後、統計委員会と歩調を合わせつつ、有識者のご意見を伺いながら、可能な限り早く検討を行いたい。
- ◆ なお、検証委員会報告書に「追補」として記載された 3 点（①都道府県による合算書き換えの継続、②回収率の計算方法の誤り、③完成予定年月の書き換え）及び④建設工事受注動態統計調査に係る公文書管理については、特別監察として追加調査を実施しているところであり、最終的な取りまとめに当たっては、「遡及改定検討会議」における検討状況との整合性を確認する必要があり、同検討会議が一定の結論を公表する 5 月中旬に向けて、もう一段の精査を進め、取りまとめしていく予定。

- 国土交通省からの説明を踏まえ、5 月に国土交通省の検討結果が取りまとめられた後、次回以降の会合で国土交通省から改めて説明を行うこととなった。

イ 統計委員会タスクフォース精査結果報告書で提言された対策の検討・対応状況

総務省から資料 2 「統計委員会タスクフォース精査結果報告書－建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応－（令和 4 年 1 月 14 日統計委員会企画部会対応精査タスクフォース）」を踏まえた現在の対応状況について説明が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 2点ほど質問がある。まず、1点目は、2月から各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口を設置したとのことだが、その効果についてどのような実感をお持ちか。また、2点目は、政策統括官室内部での情報共有を有効にしていく必要があるが、何か工夫などは行っているか。
 - 総合的連絡窓口を設置した効果としては、これまでよりも各府省から情報が入るようになり、これらの情報が政策統括官まで確実に共有されるようになったことが挙げられる。政策統括官室内部での情報共有については、メールの場合は確実に伝わるように件名をそれぞれが工夫して送信し、政策統括官・審議官からも必ず返信があることで、共有されたことを確認している。また、メールのみならず、必要があれば対面で協議し迅速に対応方針を決めている。今後も各府省が相談しやすい体制・対応をとっていきたい。
 - ・ 情報共有の前提として、誰でもミスを犯す可能性があり、ミスを犯すのが悪いのではなく、ミスを放っておくことが悪い。情報共有に向けて組織文化、リーダーの考え方が重要であると考えるが、どのような状況か伺いたい。
 - 政策統括官室内では、誤りを共有し・公表するというコンセンサスはとれている。また、各府省とも共有するよう様々な機会をとらえて浸透させているところである。
 - ・ 統計委員会タスクフォース精査結果報告書が1月に公表された後、政策統括官室には迅速に対応していただいた。総務省のみならず、各府省においても共通の危機意識を持ち、誤りを隠さずオープンにするマインドを共有してほしい。このような認識について、日常の業務や研修（特に幹部研修）の中でヒヤリハット事例を交えながら共有して行ってほしい。
- 議論を踏まえ、座長から、以下のとおり取りまとめが行われた。
- ・ 本日いただいた意見は、おおむね資料1-1に含まれているものと整理する。これを踏まえて、今後、報告書の要素にしていきたい。
 - ・ 統計委員会タスクフォース精査結果報告書と国土交通省検証委員会報告書を比較し、統計委員会や総務省政策統括官の対応についての確認することについては、次回の会合で審議する。

(3) 点検・確認項目の柱立てについて

事務局から資料3「基幹統計調査の調査・集計プロセスの点検について（方向性）」について説明が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 資料3の1つ目「遅延調査票の取扱い」の点検対象は月次・四半期の基幹統計調査、2つ目から4つ目は全ての基幹統計調査という理解でよいか。4つ目の「誤り発生時の対応」については、点検において、「これまで報告していなかったが、実はこういった誤り事案があった」との報告を受けることも想定されるが、その際に点検においてどのように扱うかについても明確にしておいた方がよいのではないか。
- 現時点での想定としては、1つ目は月次・四半期の基幹統計調査、2つ目と3つ目は全ての基幹統計調査、4つ目は基幹統計調査を実施する府省ごとに点検する

ことを想定しているが、具体的には、今後、構成員の皆様にご相談させていただく。
また、実際の誤り事案については、今般の事案を踏まえて、誤り発生時の対応ルールが運用されていると認識しているが、点検における扱いについては、今後ご相談させていただく。

- ・ 遅延調査票の取扱いについては、月次・四半期以外の調査でも対応されているものと思うが、もし対象を月次・四半期の調査に絞るということであれば、理由を整理して明示しておく必要がある。また、今回の点検は、特に、公的統計の品質向上、誤りを防ぐための点検に焦点をあてていることを周知して行うことが重要。その上で、各府省において日頃悩んでいることを率直に相談してもらうことが大事。問題を担当者だけで抱えるのではなく、上司や総務省とも共有して、修正・改善するための点検として実施してほしい。
 - 点検の範囲を絞る場合は、理由を明確にした上で、点検を実施していく。また、各府省からいろいろ相談していただくタイミングでもあるので、将来のリスクを把握するというスタンスで各府省からの相談にのり、提案も行いつつ対処していく。
 - ・ 点検やモニタリングをすることで、気づきが得られ、教育的価値を持つことがあるので、そういう視点で点検項目を設定してほしい。また、他府省がどのような取組をおこなっているのか、統計を作成するための最適な体制はどのようなものか分かるよう、調査項目に Yes/No や選択肢を設けて客観性を確保したりすることで、点検結果について、府省間の比較可能性を確保しておく必要がある。さらに、定期的にモニタリングができる項目を設定するなどの工夫をしてほしい。
 - ・ 点検・確認を行う上で重要なことは、今回の点検を契機とし、これまでに各府省でどういうヒヤリハット事案があったかということと、その対応としてのベストプラクティスを共有することが重要。時間の制約もあるなかで、いかに効果的・効率的に点検を行うかがポイント。例えば、設問として、①遅延調査票の取扱いが重要であると認識しているか、②これにどう対応して、③どのような仕組みを作って、④どう効果が上がっているのかなど、回答者の負担軽減を考慮して行うべき。
 - ・ 遅延調査票の取扱いについては、年次調査や周期調査についても確かめておくことが必要かもしれない。また、誤り発生時の対応のみならず、今般の建設工事費調査のように、調査の実施が大幅に遅延し公表できなくなる恐れがあるような重大なリスク事案やヒヤリハット事例などのトラブル発生時の対応など、もう少し広く把握できないか検討したい。
 - ・ 年次調査・周期調査における遅延調査票の取扱いは、回収率という点では共通する部分もあるが、月次・四半期における取扱いとは質的に違う部分もあるので、対象に含めるかどうか、引き続き検討することとしてはどうか。
 - ・ 誤り発生時の対応が重要。今回の点検は、今後の改善に役立てるということが目的。それには、各府省には、ヒヤリハット事例や、まだ報告されていない誤り事例について、隠さずにしっかり報告してもらいたい。
- 議論を踏まえ、座長から、項目の柱立てとしては、おおむねの同意が得られたとの認識が示された。また、座長から事務局に対して、この柱立てを踏まえ、点検・確認項目の具体化を行うよう指示があった。

(4) その他

事務局から、次回会合の日程については、構成員の日程調整を行った上で後日連絡する旨発言があった。

(以上)